

指定(介護予防)短期入所生活介護事業 運 営 規 程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人善隣福祉会が設置運営する指定短期入所生活介護の人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営を図るとともに利用者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定居宅サービスに該当する(介護予防)短期入所生活介護(以下「指定短期入所生活介護」という。)の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上、世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2. 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
3. 事業を運営するに当たって、地域との結び付きを重視し、市町村等保険者(以下「保険者」という)、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

第2章 従業員及び職務分掌

(従業員の区分及び定数)

第3条 施設に次の従業者を置く。

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 施設長 | 1名 |
| (2) 事務員 | 5名 |
| (3) 生活相談員 | 2名 |
| (4) 介護職員 | 60名 |
| (5) 看護職員 | 5名 |
| (6) 機能訓練指導員 | 1名(看護職員兼務) |
| (7) 介護支援専門員 | 2名 |
| (8) 医師 | 1名 |
| (9) 栄養士 | 2名 |
| (10) 調理員 | 10名 |

2. 前項に定める者の他、必要がある場合は、その他の従業員を置くことができる。

(従業員の職務分掌)

第4条 従業員の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 施設長

施設従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。施設長に事故あるときは、副施設長が職務を遂行する。

(2) 副施設長

施設長の職務を補佐し、施設長に事故ある場合は副施設長が職務を遂行する。

(3) 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

(4) 生活相談員

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその契約者（家族）の相談に応じると共に必要な助言、その他の援助を行う。

(5) 介護職員

利用者の日常生活の介助、相談及び援助業務に従事する。

(6) 看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

(7) 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行なう。

(8) 介護支援専門員

利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成すると共に、必要に応じて変更を行なう。

(9) 医師

利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(10) 栄養士

利用者に提供する食事の管理、栄養指導に従事する。

(11) 調理員（外部委託）

栄養士の指示を受け利用者に提供する食事の調理業務に従事する。

第3章 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

（利用定員）

第5条 利用定員は専用室10名、並び入院者空床利用型とする。

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第6条 指定短期入所生活介護事業者は利用者の要介護状態の軽減又は悪化を防止するよう、認知症の状況など利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

2. 従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は、その家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
3. 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は、他の利用者が生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

4. 指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
5. 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(指定短期入所生活介護利用料)

第7条 指定短期入所生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額と同額とする。
添付 (別表1のとおり)

(利用料等の受領)

第8条 指定短期生活介護事業者は、利用料の支払いを受ける額のほか、次号に掲げる費用を利用者から受けることができる。

添付 (別表2のとおり)

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 滞在に要する費用
- (3) その他日常生活上必要と思われる費用

(サービスの提供の記録)

第9条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者に対して提供するものとする。

(短期入所生活介護計画書)

第10条 施設長は相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成するものとする。

2. 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
3. 介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は、その家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
4. 介護支援専門員は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。

(介護)

第11条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

2. 1週間に2回以上、適切な方法による入浴の機会の提供(入浴がされてないときは清拭)
3. 排泄の自立についての必要な支援おむつを使用せざるを得ない利用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取替え
4. 離床、着替えの日常生活上の行為の適切な支援

(食事の提供)

第 12 条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

2. 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

(機能訓練)

第 13 条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は、維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第 14 条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

2. 従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他の必要な場合は速やかに家族、主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うなど、必要な措置を講じるものとする。

(相談及び援助)

第 15 条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は、その家族に対し、その相談に適切に応じることとともに、必要な助言、その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第 16 条 指定短期入所生活介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

2. 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

第 4 章 サービス利用に当たって留意事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 17 条 指定短期入所生活介護事業所は、指定短期入所生活介護の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込み者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込み者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込み者の同意を得るものとする。

2. 指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んではない。
3. 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込み者に対し、自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第 18 条 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2. 指定短期入所生活介護事業者は、前項の被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するよう努めるものとする。

(要介護認定の申請等に係る援助)

第 19 条 指定短期入所生活介護事業者は、要介護認定等を受けていない利用申込み者に対し、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2. 指定短期入所生活介護事業者は、要介護認定の更新申請が遅くとも前項の有効期限満了日の 30 日前には、行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第 20 条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況等の把握に努めるものとする。

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第 21 条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張などの理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

2. 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は、福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(外出)

第 22 条 短期入所生活介護(予防)サービス利用者は、外出しようとする時はその都度行き先、用件、施設へ帰着する予定時等を管理者に届け出て許可を得なければならない。

- 2 前項の許可を受けた者が許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

(身上変更の届出)

第 23 条 短期入所生活介護(予防)サービス利用者は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに管理者に届け出なければならない。

(禁止行為)

第 24 条 短期入所生活介護(予防)サービス利用者は施設内で次の行為をしてはな

らない。

- (1) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること。
- (2) 指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
- (3) けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
- (4) その他管理者が定めたこと。

第5章 通常の送迎の実施地域

(送迎の実施地域)

第 25 条 通常送迎を実施する地域は次のとおりとする。

- ① 宜野湾市 ② 浦添市 ③ 那覇市 ④ 沖縄市 ⑤ 北谷町
- ⑥ 嘉手納町 ⑦ 西原町 ⑧ 中城村 ⑨ 北中城村 ⑩ 読谷村

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 26 条 指定短期生活介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、避難救出その他必要な訓練を年 2 回実施する。

第7章 その他運営に関する重要事項

(掲示)

第 27 条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者等の勤務体制、協力病院、利用料、苦情解決等の重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第 28 条 従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。

2. 指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文章により得ておくものとする。

(苦情への対応)

第 29 条 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、苦情を受け付ける為の窓口を設置するなどの必要な措置を講じるものとする。

2. 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。
3. 指定短期入所生活介護事業者は、利用者及びその家族から苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査などに協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第 30 条 指定短期入所生活介護事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者の係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2. 指定短期入所生活介護事業者は、前項の事故状況の及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

3. 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第 31 条 条施設長は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者（虐待防止担当者）を虐待防止検討委員会にて選任する。

(1) 愛誠園では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は虐待防止担当者とする。

(2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。
なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

(3) 職員は、年 2 回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

(4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、
責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。
また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(身体拘束の制限)

第 31 条 2 従業者は、短期入所生活介護(介護予防)サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(緊急時における対応方法)

第 32 条 施設は、短期入所生活介護(介護予防)サービスの提供を行っているときに、入所者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族、主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

第8章 会計の区分及び記録整備

(会計区分)

第 33 条 指定短期入所生活介護の事業所ごとに、経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計と、その他の事業会計を区分する。

(記録整備)

第 34 条 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2. 指定短期入所生活介護に提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

第 9 章 雑 則

(改正)

第 35 条 この規程の改正は、理事長と愛誠園の管理者との協議により行う。

附則

この規程は、特別養護老人ホーム愛誠園の従来型施設からユニット型施設に事業が移行する平成 30 年 5 月 16 日から施行適用とする。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行適用とする。

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行運用とする。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行運用とする。